

2019年9月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目19番8号

新東京ビル7F

株式会社 NATTY SWANKY

代表取締役
社 長 井 石 裕 二

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年9月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】 第18期（2018年7月1日から2019年6月30日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件
- 【決議事項】 議案 剰余金処分の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調にあるものの、米国政権の動向などによる世界経済の不確実性から、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、業界全体として緩やかな回復基調にあるものの、継続的な採用難・パートアルバイトの時給の上昇に加え、働き方改革や人手不足などを背景とした人件費関連コストの上昇、企業間競争の激化など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社では「街に永く愛される、粋で鯔背な店づくり～期待以上が当たり前、それが我らの心意気～」の企業理念を達成すべく、一人でも多くの街の人々に末永く愛され続ける店を目指して日々邁進して参りました。

その中で当社はまた老若男女から愛される店づくりの為に商品・サービスの向上、直営店17店舗（フランチャイズ店から直営店への変更1店舗含む）及びフランチャイズ店2店舗（直営店からフランチャイズ店への変更1店舗含む）の出店を行い、2019年6月末の店舗数は直営店58店舗、フランチャイズ店18店舗と更なる成長を図って参りました。

以上の結果、売上高は3,983,045千円（前事業年度比35.5%増）となりました。

売上原価は売上高の増加に伴い、1,200,826千円（前事業年度比34.5%増）となり、売上高に対する構成比は原材料価格の低減に努めた結果30.1%（同0.2%減）となりました。

販売費及び一般管理費についても、新規出店による人件費・地代家賃・減価償却費の増加及び、来期出店予定店舗取得に係る採用人件費・消耗品等の増加に伴い、2,465,692千円（同31.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度における当社の業績は、売上高3,983,045千円（前事業年度比35.5%増）、営業利益316,525千円（同88.1%増）、経常利益297,192千円（同88.5%増）、当期純利益218,774千円（同95.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資につきましては、直営店17店舗の新規出店等を実施し、設備投資総額は488,670千円となりました。なお、設備投資総額には差入保証金を含んでおります。重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は2019年3月28日に東京証券取引所マザーズ市場への株式上場に伴い、公募増資により430,000株の新株式を発行及び第三者割当増資（オーバーアロットメント）により68,900株の新株式を発行し、1,500,890千円の資金調達を行いました。また、新規出店のための設備投資及び運転資金として、金融機関から借入金として649,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の課題について重点的に取り組んで参ります。

① 店舗収益力の向上

当社では、ダンダダン酒場業態に経営資源を集中的に投下することで、効率的な経営を促し、ダンダダン酒場業態の商品クオリティや接客サービスを維持向上し、他社との差別化を図ることで収益力の向上を図って参ります。

② 新規出店の推進

当社では繁華街・オフィス街・住宅街を問わず、出店をしてきましたが未だ相当程度の出店余地があります。直営店では東京都・神奈川県・埼玉県を中心に新規出店を継続して推進して参ります。また、首都圏以外に関してはフランチャイズ制度を活用することで出店を推進して参ります。

③ 人材採用・育成の強化

当社が成長していくためには優秀な人材の確保が重要であると考えております。採用におきましては、中途採用だけでなく新卒採用も積極的に受け入れ、また、アルバイトから正社員への転換も積極的に取り組んで参ります。育成におきましては、新入社員研修、役職・階層別研修プログラムなどを実施するとともに、各店舗の成果発表を目的としたイベント「ダンダダンAWARD」や選抜メンバーでの営業「最強店舗」を企画するなど組織が活性化するような施策に取り組んで参ります。

④ 安全・安心な食の提供

当社では自社工場及び店舗における衛生管理・品質管理体制を構築しておりますが、消費者の食に対する安全性の関心はますます高まっております。当社では食中毒が発生しにくい安全・安心な食品を提供することで、お客様が安心してご利用いただけるように努めて参ります。定期的な外部検査機関による衛生検査や、本社による店舗監査を実施し、衛生管理及び品質管理の強化に努めて参ります。

⑤ 経営管理体制の強化

当社が企業価値を向上させるためには、多様化するリスクを的確に把握し、迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築・強化していく必要があると考えております。そして、各ステークホルダーからの信頼に応えられる企業であり続けるために、コーポレートガバナンスを重視し、公正かつ透明性の高い経営を行えるように経営基盤を強化して参ります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 15 期 (2016年 6 月期)	第 16 期 (2017年 6 月期)	第 17 期 (2018年 6 月期)	当事業年度 第 18 期 (2019年 6 月期)
売 上 高	1,390,273 千円	2,028,476 千円	2,939,472 千円	3,983,045 千円
経 常 利 益	55,316 千円	68,596 千円	157,624 千円	297,192 千円
当 期 純 利 益	38,311 千円	23,099 千円	112,043 千円	218,774 千円
1 株当たり当期純利益	189,788.10 円	86,190.66 円	69.67 円	126.24 円
総 資 産	787,169 千円	1,104,685 千円	1,660,810 千円	4,014,460 千円
純 資 産	67,491 千円	90,591 千円	202,634 千円	1,922,299 千円
1 株当たり純資産	251,835.76 円	338,026.42 円	126.01 円	912.38 円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式数により算出しております。
2. 2018年5月2日付で1株につき100株の割合で株式分割を実施いたしました。
3. 2018年11月20日付で1株につき60株の割合で株式分割を実施いたしました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、「餃子」という流行り廃りがなく、年間を通して食べられる食材をメインとして、「肉汁餃子製作所 ダンダダン酒場」を中心として展開しております。

(8) 主要な営業所及び工場

本 社	東京都
工 場	東京都
店 舗	東京都、神奈川県、埼玉県、福岡県

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
175 (218) 名	57 (77) 名増	28.1歳	1.6年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間平均雇用人数（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
2. 従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	385,402 千円
株式会社横浜銀行	310,419 千円
株式会社きらぼし銀行	174,459 千円
株式会社三菱UFJ銀行	158,656 千円
株式会社三井住友銀行	143,651 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,432,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,106,900株
 (3) 株主数 1,388名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
井石裕二	523,000株	24.82%
田中竜也	523,000	24.82
株式会社BORA	240,000	11.39
株式会社IKI	240,000	11.39
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	38,500	1.83
石原慎也	36,500	1.73
岡村茂樹	26,200	1.24
日本証券金融株式会社	13,600	0.65
MSIP CLIENT SECURITIES	11,000	0.52
貫啓二	10,200	0.48

(注) 自己株式は所有していません。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 2018年11月20日付で1株に対し60株の割合で株式分割を行ったことにより発行済株式の総数が1,581,200株増加しております。また、同日付で発行済可能株式総数を107,200株から6,432,000株に変更しております。
- ② 2019年3月28日付での東京証券取引所マザーズへの上場にあたり、公募増資により発行済株式の総数が430,000株増加しております。また、上場に伴う第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）により発行済株式総数が68,900株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有する新株予約権の状況

① 新株予約権の数

40個

② 目的となる株式の種類及び数

普通株式 2,400株（新株予約権1個につき60株）

(注) 2018年10月30日開催の取締役会決議により、2018年11月20日付で1株を60株に株式分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が40株から2,400株に変更となっております。

③ 新株予約権の行使条件

- (a) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役・監査役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (b) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。
- (c) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- (d) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。
- (e) 新株予約権者は、当社の普通株式が日本国内の証券取引所に新規株式公開される日（以下、「上場日」という）後、次の各号に掲げる期間（ただし、新株予約権の行使期間中に限る）、本新株予約権をすでに行使した本新株予約権を含めて、当該各号に掲げる割合の限度において行使することができます（この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき、1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。）。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

イ：上場日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の1

ロ：上場日から1年を経過した日から1年間

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2

ハ：上場日から2年を経過した日から行使期間の末日まで

当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

④ 当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回	2020年6月30日～2028年6月13日	40個	1名

(2) 当事業年度中に当社使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2019年6月30日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井石裕二	代表取締役社長	株式会社BORA 代表取締役
田中竜也	取締役副社長（営業部管掌）	株式会社IKI 代表取締役
金子正輝	取締役管理部長	—
杉本佳英	取締役	あんしんパートナーズ法律事務所 代表 株式会社プランジスタ 社外取締役 株式会社ルクルールプラス 社外監査役
井上重平	常勤監査役	—
馬場亮治	非常勤監査役	社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパン 特定社員 合同会社ランブリッジ 代表社員 株式会社グローバルHRテクノロジー 代表取締役 株式会社スマイル 非常勤監査役 株式会社ADI 取締役 株式会社ラストワンマイル 社外取締役 The CFO Consulting株式会社 非常勤監査役 Great Shine Enterprises Limited CEO 株式会社INGS 非常勤監査役 株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役 株式会社SHI 非常勤監査役
廣瀬好伸	非常勤監査役	株式会社ビーワンフード 代表取締役社長 ビーワン公認会計士税理士事務所 代表者 株式会社ビーワンカレッジ 代表取締役

- (注) 1. 取締役杉本佳英は、社外取締役であります。
2. 監査役井上重平、監査役馬場亮治及び監査役廣瀬好伸は、社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を損害賠償責任の限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	90,000千円 (3,000千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,360千円 (9,360千円)
合計	7名	99,360千円

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、あんしんパートナーズ法律事務所の代表を兼務しておりますが、当社と同社の間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、社会保険労務士法人グローバルコンテンツジャパンの特定社員、合同会社ランブリッジの代表社員、株式会社グローバルHRテクノロジーの代表取締役、株式会社ADIの取締役、Great Shine Enterprises Limited CEO、株式会社GLOBAL HR TECHNOLOGY 代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役廣瀬好伸は、株式会社ビーワンフードの代表取締役、ビーワン公認会計士税理士事務所の代表者、株式会社ビーワンカレッジの代表取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本佳英は、株式会社ブランジスタの社外取締役、株式会社ルクールプラスの社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

監査役馬場亮治は、株式会社スマイルの非常勤監査役、株式会社ラストワンマイルの社外取締役、The CFO Consulting株式会社の非常勤監査役、株式会社INGSの非常勤監査役、株式会社SHIの非常勤監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役杉本佳英は、就任後開催の取締役会19回のうち19回出席し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役井上重平は、当事業年度開催の取締役会23回のうち23回出席、監査役会14回のうち14回出席し、元経営者としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役馬場亮治は、当事業年度開催の取締役会23回のうち23回出席、監査役会14回のうち14回出席し、社会保険労務士としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

監査役廣瀬好伸は、当事業年度開催の取締役会23回のうち23回出席、監査役会14回のうち14回出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 16,500千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 18,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬の妥当性を検討した結果として適切であると判断したためです。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、その他監査品質や独立性等において適正でないと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、企業理念・行動規範を定め、取締役会規程等の社内規程を制定し、それらが遵守されるように周知徹底を行っております。そして、コンプライアンスに対する意識を啓発するために、定期的に研修等を企画し実施しております。

さらに、不正行為等の早期発見と是正を目的として内部通報制度を設けており、通報窓口を社内及び社外に設置し、通報者の保護を明確にして運用しております。

取締役が会社の目的の範囲外の行為、法令及び定款に違反する行為をし、若しくはこれらの行為をするおそれがある場合には、監査役はその事実を指摘・勧告し、状況によっては当該取締役に対して行為の差止請求ができるものとしております。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程等に基づいて適切に保存及び管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危機に対応するために、リスク・コンプライアンス規程を制定し、各組織において継続的にリスクの発生の有無をチェックし、各組織の責任者はその状況を定期的に各取締役に報告しております。

そして、実際にリスクが発生した場合には、対策本部を設置し、迅速に対応することとしております。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定時取締役会を原則として毎月1回開催して業務執行上の重要な事項を決定するほか、機動的な意思決定を行うために、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、職務権限規程に基づく権限の委譲により、迅速かつ効率的な意思決定が行われる体制を確保しております。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室又は管理部門所属の使用人を置くこととしております。
そして、監査役から監査業務における指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役及び使用人に対して、事業の報告を求め、重要な事項についての報告を受けることとしております。
また、取締役及び使用人は職務執行に関して法令及び定款に違反する、又は、その恐れがある事項を発見したときは、直ちに監査役に報告しなければならないものとしております。
- ⑦ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、内部通報者等が通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いもしないことを規定し周知徹底しております。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払又は償還の手続きに係る方針
当社は、監査役がその職務執行のため必要と認める費用を会社に請求できることとし、監査役が費用の前払等を請求した場合には、当該監査役が職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことができないものとしております。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、定期的に代表取締役と面談を行い、また必要に応じて内部監査室等との連携をとっております。
そして、取締役会その他重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べるものとしております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の整備、運用を評価し、継続的な見直しを行っております。

⑪ 反社会的勢力に向けた体制

当社は反社会勢力との関係・取引等を一切行わず、不当要求を受けた場合には、毅然とした態度で組織的に対応するものとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

① コンプライアンスに関する取組状況

取締役及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信し、研修等を実施することで、コンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行いました。また、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、月1回の定例会議のほか緊急の場合は臨時で開催するようしております。

② リスクマネジメントに関する取組み状況

当社の損失の危機に関する事項は、毎週開催される幹部等による会議で検討・協議され、リスク・コンプライアンス委員会に定期的に各組織から報告が行われました。

③ 職務執行の適正性及び効率性確保に関する取組み状況

月1回の取締役会を開催し、会社の経営に関する重要な事項等について十分な協議を行いました。

④ 監査役の監査について

監査役は、取締役会及び経営会議に参加し、業務執行の状況を監督しました。また、代表取締役と定期的に意見交換も実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,538,322	流動負債	1,051,391
現金及び預金	2,352,619	買掛金	143,107
売掛金	20,908	1年内返済予定の長期借入金	388,676
商品及び製品	21,125	リース債務	5,067
原材料及び貯蔵品	3,366	未払金	128,000
前払費用	101,581	未払費用	127,938
その他	38,720	未払法人税等	118,158
固定資産	1,476,138	未払消費税等	54,758
有形固定資産	1,060,917	前受金	1,476
建物	961,501	預り金	45,778
工具器具備品	91,995	前受収益	38,418
リース資産	7,420	その他	12
無形固定資産	3,880	固定負債	1,040,768
ソフトウェア	3,880	長期借入金	974,954
投資その他の資産	411,340	リース債務	2,946
出資金	20	その他	62,867
破産更生債権等	2,833	負債合計	2,092,160
長期前払費用	53,061	(純資産の部)	
差入保証金	299,398	株主資本	1,922,299
繰延税金資産	58,860	資本金	763,845
貸倒引当金	△2,833	資本剰余金	750,445
		資本準備金	750,445
		利益剰余金	408,009
		その他利益剰余金	408,009
		繰越利益剰余金	408,009
		純資産合計	1,922,299
資産合計	4,014,460	負債・純資産合計	4,014,460

損 益 計 算 書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,983,045
売 上 原 価		1,200,826
売 上 総 利 益		2,782,218
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,465,692
営 業 利 益		316,525
営 業 外 収 入		
助 成 金 収 入	5,130	
そ の 他	2,845	7,975
営 業 外 費 用		
上 場 関 連 費 用	14,939	
支 払 利 息	9,025	
そ の 他	3,343	27,308
経 常 利 益		297,192
特 別 利 益		
店 舗 売 却 益	6,014	6,014
税 引 前 当 期 純 利 益		303,207
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	105,974	
法 人 税 等 調 整 額	△21,541	84,432
当 期 純 利 益		218,774

株主資本等変動計算書

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,400	—	—	189,234	189,234	202,634	202,634
当期変動額							
新株の発行	750,445	750,445	750,445			1,500,890	1,500,890
当期純利益				218,774	218,774	218,774	218,774
当期変動額合計	750,445	750,445	750,445	218,774	218,774	1,719,665	1,719,665
当期末残高	763,845	750,445	750,445	408,009	408,009	1,922,299	1,922,299

個別注記表

(2018年7月1日から
2019年6月30日まで)

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を含む）

定額法を採用しております。

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備については定率法を採用しております。

その他の有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～37年

工具、器具及び備品 3年～6年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の会計処理

株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用し、「繰延税金資産」は「投資その他の資産」の区分に表示し、「繰延税金負債」は「固定負債」の区分に表示する方法に変更しております。

2. 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「現金過不足」については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度は「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 328,544千円
減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	26,800株	2,080,100株	—	2,106,900株

(変動事由の概要)

普通株式の増加は以下によるものであります。

2018年11月20日付株式分割(1:60)による増加 1,581,200株

2019年3月27日付有償一般募集による新株式の発行による増加 430,000株

2019年4月23日付第三者割当増資に伴う新株式の発行による増加 68,900株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	31,603	15	2019年6月30日	2019年9月27日

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

前受収益	25,995千円
未払事業税	11,532 "
減損損失	9,039 "
差入保証金	4,718 "
未払金	4,332 "
一括償却資産	1,581 "
未払費用	1,531 "
その他	1,607 "
繰延税金資産小計	60,337千円
評価性引当額	— "
繰延税金資産合計	60,337千円
繰延税金負債	
未収還付事業税等	△1,477千円
繰延税金負債合計	△1,477 "
繰延税金資産純額	58,860千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主に新規出店の設備投資計画に照らして、必要な資金を金融機関借入により調達しております。また、資金運用については、安全性の高い預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

差入保証金は、主に店舗賃貸取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、取引開始時に差入先の信用判定を行い、契約更新時等に信用状況を把握するようにしております。

営業債務である買掛金及び未払金は、ほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。当該債務は、流動性リスクに晒されておりますが、毎月資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、新規出店に必要な資金を調達したものであり、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては市場金利の状況を定期的にモニタリングしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,352,619	2,352,619	—
資 産 計	2,352,619	2,352,619	—
(2) 買掛金	143,107	143,107	—
(3) 未払金	128,000	128,000	—
(4) 長期借入金	1,363,631	1,363,648	17
負 債 計	1,634,738	1,634,756	17

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 買掛金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。なお、長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
差入保証金	299,398

差入保証金については、契約の解除時期の見積が困難なため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金融債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	2,328,517	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	388,676	348,880	270,279	211,675	144,118	—

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種 類	氏 名	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	井石 裕二	(被所有) 直接24.8% 間接11.4%	当社代表 取締役	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注) 1	5,110	—	—
役員及び 主要株主	田中 竜也	(被所有) 直接24.8% 間接11.4%	当社取締役 副社長	当社の不動産賃貸契約 に対する債務被保証 (注) 1	141,016	—	—
				当社のリースに対する 債務被保証 (注) 2	8,014	—	—

- (注) 1. 当社は、店舗及び社宅の賃借料について、代表取締役井石裕二及び取締役副社長田中竜也から債務保証を受けております。取引金額については、2018年7月1日から2019年6月30日までに支払った賃借料（消費税抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。
2. 当社は、リース取引に対して、取締役副社長田中竜也から債務保証を受けております。取引金額については、期末リース債務残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 912円38銭

1株当たり当期純利益 126円24銭

(注) 当社は、2018年11月20日付で普通株式1株につき60株の株式分割を行っております。当会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算出しております。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年8月14日

株式会社NATTY SWANKY

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島村 哲 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤原 選 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NATTY SWANKYの2018年7月1日から2019年6月30日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年7月1日から2019年6月30日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査担当部門からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月23日

株式会社NATTY SWANKY

監査役 井上 重平 ㊟

監査役 馬場 亮治 ㊟

監査役 廣瀬 好伸 ㊟

以上

株主総会参考書類

(議案及び参考事項)

議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

当社の配当方針につきましては、事業拡大に対する資金需要、経営成績及び財政状態を総合的に勘案しながら、内部留保の充実を図りつつ、将来にわたる株主の皆様への安定した配当を継続して実施することを基本としております。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき15円（内、普通配当10円 記念配当5円）
総額 31,603,500円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年9月27日

以 上

第18回定時株主総会会場ご案内図

【会場】東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
新宿ファーストウエスト3階



【最寄駅】

J R線

東京メトロ 丸ノ内線

京王線

小田急線

都営新宿線

都営大江戸線

新宿駅西口方面

S-3出口より徒歩約2分

7番出口より徒歩約4分